



NISAをきっかけに資産運用を始める人が増えています

NISAガイドブック

NISAとは、**「運用で得た利益」が「非課税」になる制度で**

どなたでも利用できます。

NISA口座で購入した投資信託や上場株式等の分配金・配当金や売買益などが
非課税扱いとなります。



人生100年時代のライフプラン・資産形成に
横浜銀行グループでNISAをはじめませんか。

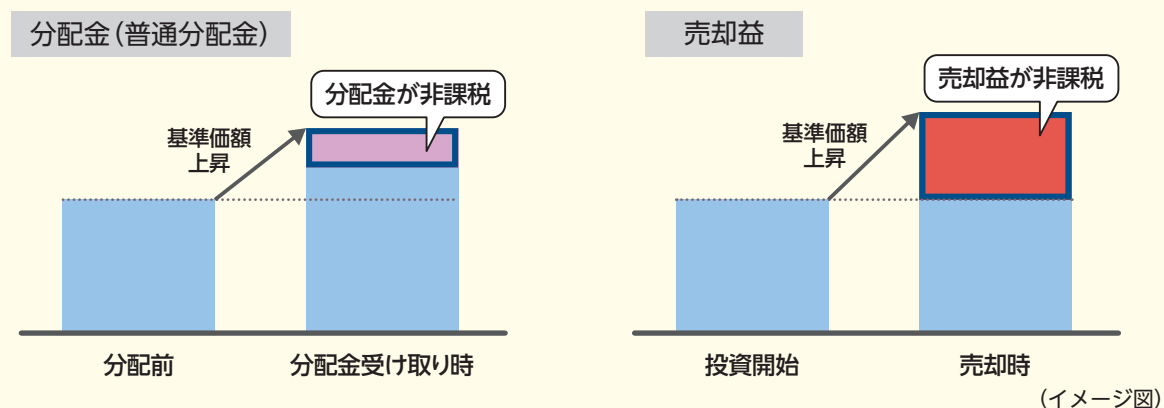
横浜銀行では上場株式は取り扱っておりません。上場株式等を希望される場合は、ご要望に応じて、横浜銀行グループの証券会社「浜銀TT証券」を紹介しております。NISAの活用について、ぜひ横浜銀行グループにご相談ください。

本内容は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後変更となる可能性があります。

1. NISA制度とは	P 2
2. NISA制度の概要	P 3
3. NISA制度に関するQ & A	P 4
4. NISAで長期・積立・分散投資	P 5
5. 世代別NISAの使い方	P 7
6. NISA口座申請	P 9
7. NISA口座お申し込みにあたっての留意事項	P 10

投資信託における非課税部分について

投資信託における非課税部分は、非課税期間に受け取る「**分配金（普通分配金）**」と、売却したときの「**売却益**」が非課税になります。



1.NISA 制度とは

NISA（少額投資非課税制度）は、個人投資家の中長期的な資産形成を応援する制度です。2024 年からは、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成をおこなえるように、制度が恒久化され、より利用しやすくなりました！

ポイント 1 分配金・配当金や売買益が非課税！

NISA 口座を通じて上場株式や株式投資信託等に投資すると、本来は 20.315% 課税される分配金・配当金や売買益等が非課税になります。

ポイント 2 制度が恒久化！非課税保有期間が無期限化！

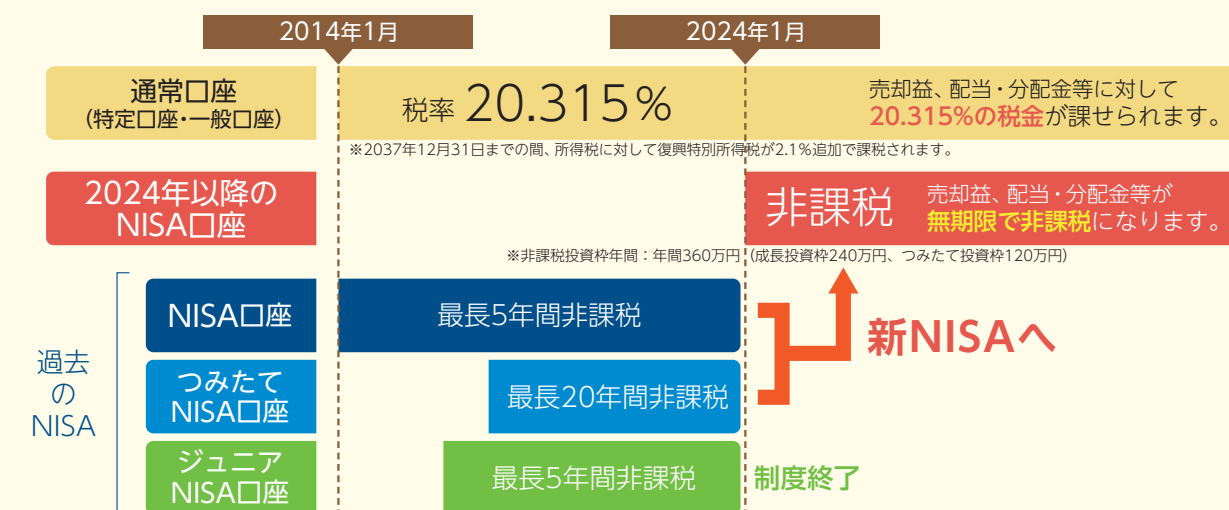
2024 年から制度が恒久化・非課税保有期間が無期限化されました。生涯にわたって安定的に資産形成しやすい制度になりました。

ポイント 3 ライフプランに合わせた資産形成が可能！

2024 年からの NISA 制度では「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の 2 つの非課税枠の利用が可能です。

「つみたて投資枠」… コツコツと積立で資産形成が可能です。対象商品は長期・積立・分散投資に適した株式投資信託に限定されています。はじめての方でも利用しやすいです！
「成長投資枠」 …… まとまった資金で運用したり、コツコツと積み立てたりと、一人ひとりに合わせた自由な投資が可能！

通常口座（特定口座・一般口座）との違い



2.NISA制度の概要(2024年以降のNISA)

項目	NISA	
	成長投資枠	つみたて投資枠
対象者	日本に居住する18歳以上の方 (口座開設年の1月1日現在)	
投資可能期間	無期限	
非課税保有限度額 (生涯投資枠)	1,800万円 (うち成長投資枠は1,200万円まで)	
年間投資枠	240万円	120万円
両制度の併用	可能	
投資対象商品	上場株式・投資信託等 (一部対象除外あり)(注)	長期・積立・分散投資に適した 一定の投資信託
買付方法	一括・積立どちらも可	積立投資のみ
途中売却	自由 (2024年以降のNISAで買付した金融商品を売却した場合、 その金融商品の購入金額分の非課税保有限度額が売却した年の翌年以降に復活します。)	
金融機関変更	年単位で変更可能 ※金融機関変更を希望する場合、手続きが必要です。	

(注) 整理・監理銘柄の株式や、信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等は投資対象から除外されます。

非課税保有限度額(生涯投資枠)の考え方

NISA口座で保有する投資信託等の残高(非課税保有額)は買付残高(簿価残高)で管理され、1,800万円まで買い付けが可能です。ただし、成長投資枠ではそのうち1,200万円までしか買い付けられません。またNISA口座で保有する投資信託を売却した場合、その買付額分だけ非課税保有額が減少します。減少した分は翌年以降、新たな投資に利用可能となります。



3.NISA制度に関するQ&A

Q1 誰でもNISA口座を開設できますか？

NISA口座を開設する年の1月1日時点で18歳以上の日本に居住する方ならどなたでも利用できます。

Q2 NISA口座を複数の金融機関で開設できますか？

NISA口座は、すべての金融機関を通じてお一人さま1口座のみです(金融機関の変更等をおこなった場合を除く)。

Q3 NISA口座開設後に金融機関を変更できますか？

一定の手続きのもとで、金融機関の変更が可能です。金融機関の変更をおこない、複数の金融機関でNISA口座を開設したことになる場合でも、各年において1つのNISA口座でしか株式投資信託等を購入することができません。また、NISA口座内の株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税投資枠で、すでに株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。

NISAにおける金融機関の変更について

- 異なる金融機関へ変更しようとする年分の非課税投資枠で、投資信託等を購入(収益分配金の再投資や投信自動積立の購入等を含む、受渡日がその年の1月1日以降の購入取引)している場合は、その年分について金融機関を変更することができません。
- 異なる金融機関への変更にあたっては、変更前の金融機関へ「金融商品取引業者等変更届出書」を提出するなどのお手続きが必要です。変更前・変更後、双方の金融機関でお手続きが完了するまでに、相応のお時間がかかる可能性がありますので、ご了承ください。

Q4 横浜銀行で利用できる商品は何ですか？

株式投資信託となります。国債、地方債、公社債投信などは対象となりません。なお、上場株式や上場投資信託(ETF)、不動産投資信託(REIT)を希望される場合は、横浜銀行グループの証券会社「浜銀TT証券」をご利用ください。

Q5 現在保有している特定口座の株式投資信託をNISA口座に移すことはできますか？

現在保有している特定口座、一般口座の株式投資信託をNISA口座に移すことはできません。新たな資金で購入していただく必要があります。

Q6 NISA口座に利用限度額がありますか？

お一人さま年間360万円(成長投資枠240万円、つみたて投資枠120万円)です。非課税保有限度額(生涯投資枠)として合計1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円まで)までが非課税で保有できる最大金額となります。なお、分配金を再投資する場合やスイッチングも利用額に含まれます。

Q7 NISA口座で保有する投資信託の分配金は非課税になりますか？

「普通分配金」は非課税になります。また「元本払戻金(特別分配金)」はもともと非課税でありNISAのメリットを享受できません。

Q8 途中で売却できますか？また、売却部分の非課税投資枠の再利用はできますか？

いつでも売却できます。売却によって非課税保有額が減少しますので、減少分は翌年以降に再利用可能となります。ただし、年間投資枠360万円(成長投資枠240万円+つみたて投資枠120万円)を超えて利用することはできません。

Q9 成長投資枠とつみたて投資枠は別々の金融機関で利用できますか？

成長投資枠とつみたて投資枠を別々の金融機関で利用することはできません。1つの金融機関でご利用いただくこととなります。なお、年単位で金融機関を変更することは、可能です。

Q10 確定申告の必要はありますか？

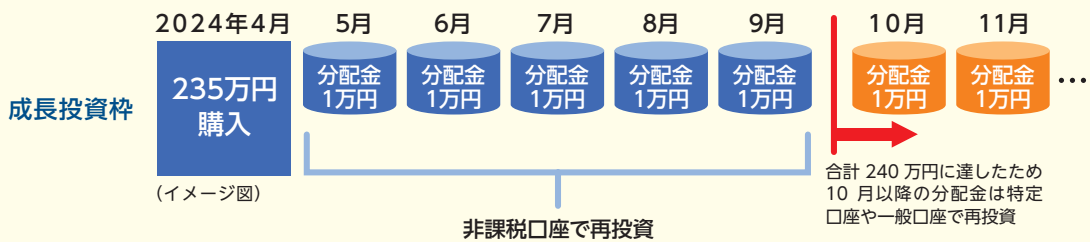
確定申告は必要ありません。NISA口座での譲渡所得、配当所得は非課税となります。

Q11 NISA口座で保有する投資信託に譲渡損失が生じた場合、特定口座や一般口座で保有する投資信託等との損益通算ができますか？

NISA口座では、株式投資信託等の分配金や譲渡益等は非課税となる一方で、これらの譲渡損失はないものとされます。このため、特定口座や一般口座で保有する投資信託等との損益通算はできません。

分配金の再投資の分は非課税になるの？

分配金を自動的に再投資する「累積投資コース」を選ぶと、分配金が出たときにその年のNISA枠が残っていれば非課税扱いになりますが、残っていない場合は課税扱いで再投資されることになるので、注意が必要です。



4.NISAで長期・積立・分散投資



「長期・積立・分散」投資は、どれか1つではなく、**すべてあわせておこなうことが大切**です。
NISAでは、「長期・積立・分散」投資が可能です。
特に、**つみたて投資枠**では、長期の積立・分散投資に適した一定の株式投資信託のみ購入が可能であるため、**自動的に「長期・積立・分散」投資が可能です。**

長期投資

金融商品の価格変動に一喜一憂せず、長い目で保有し続ける方法です。金融商品の価格は上がったり下がったりと変動します。一時的に下がっていたとしても、長期で見ると上がることもあります。一般的には、投資期間が長くなるほどリスク（価格の振れ幅）が小さくなります。



資産分散投資

投資する先（資産）を分散させる方法です。投資の世界には、「1つのカゴに卵を盛るな」という格言があります。1つのカゴに卵を全部入れておくと、カゴを落としたときに卵が全部割れてしまうので、あらかじめ複数のカゴに分けておくことで、リスクを最小限に抑えようという考え方です。



積立投資（定時定額購入方法）

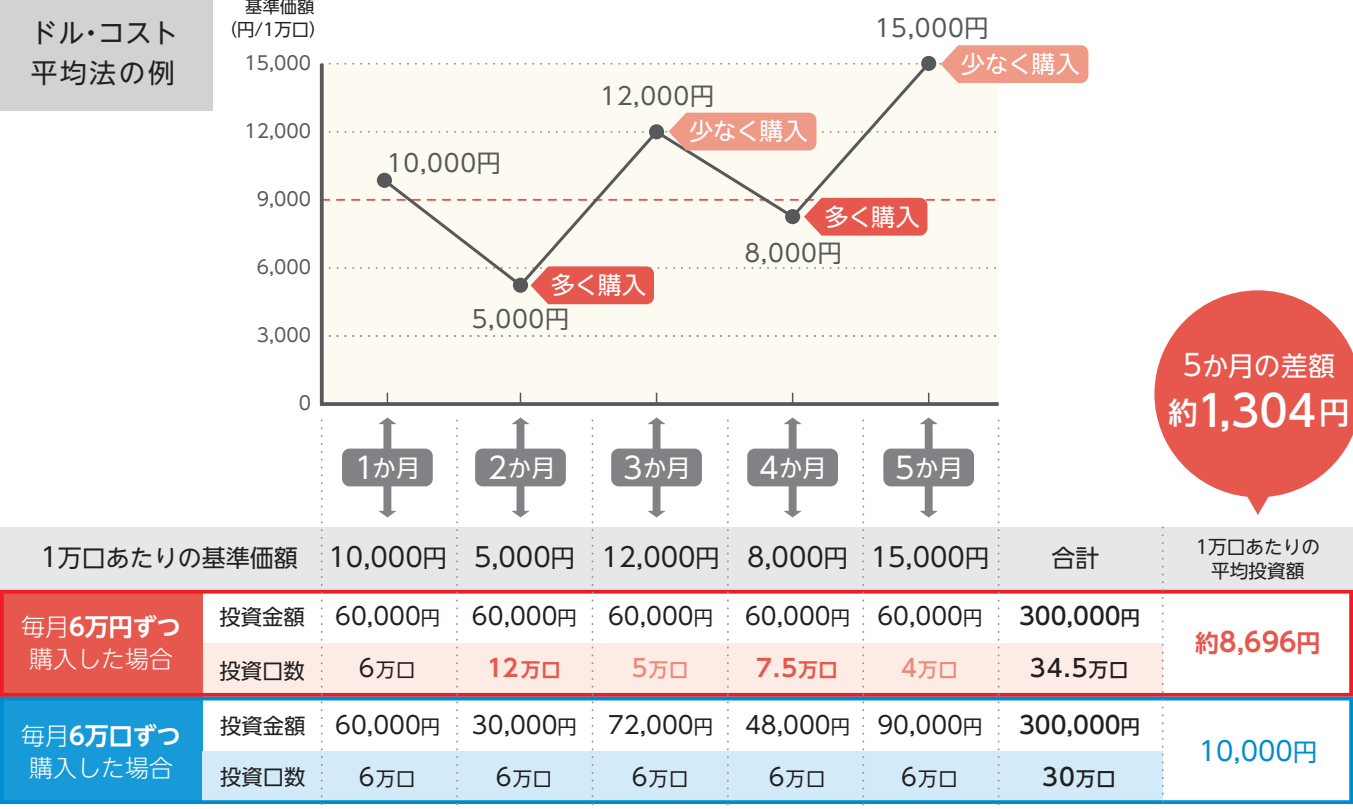
積立投資は、少額ではじめることができる手軽さと、投資時期を分散させることによる投資額の平準化などが利点とされています。そのメカニズムについて、よく知られている「ドル・コスト平均法」の説明と合わせて、いくつかの例をご紹介します。

毎月6万円の定額積立を5年間続けた場合



ドル・コスト平均法とは

ドル・コスト平均法とは、価格が変動する商品に対して「常に一定金額を、定期的」に投資する方法です。投資金額を一定とすることで、「価格が低いときには購入量（口数）が多く、価格が高いときには購入量（口数）が少なく」なります。価格に関係なく常に一定口数で購入していくよりも、毎月の1万口あたりの平均投資額を平準化させる効果があります。



横浜銀行では、月々 5,000円から積立投資できる「投信自動積立（投資信託定時定額購入サービス）」を用意しています。中長期の資産形成にぜひご活用ください。
※投信自動積立の詳細については、店頭に説明書を用意しています。詳しくは窓口までお問い合わせください。

ご注意 値動きによっては「積立投資」よりも「一括投資」のほうが結果的に有利だったということもあります。また、場合によっては、運用結果が、投資した元本を下回ってしまうケースもあるのでご注意ください。

5. 世代別NISAの使い方

NISA口座ではつみたて投資枠での運用と成長投資枠での運用を組み合わせ、お客様のライフプランに合わせた投資設計が可能です！



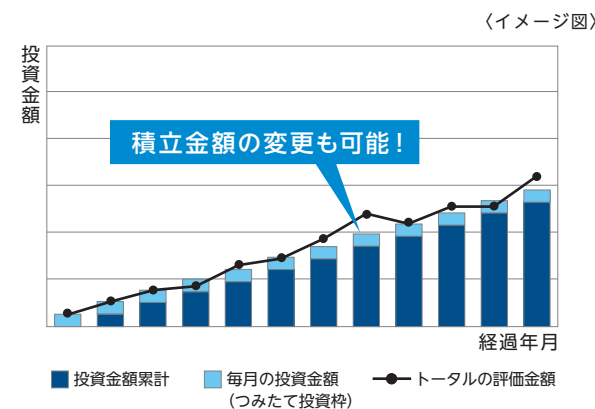
資産形成をはじめる世代(20代、30代)



まとまったお金はないけれど、運用にあてられる時間はどの世代よりも長く確保できる世代。お給料からコツコツと積立して、結婚や住宅購入、老後に備える資産作りが大切。

コツコツつみたて投資枠での積立からスタート！

たとえば、つみたて投資枠で毎月コツコツ1万円ずつ積立すると...



資産をそだてる世代(40代、50代)

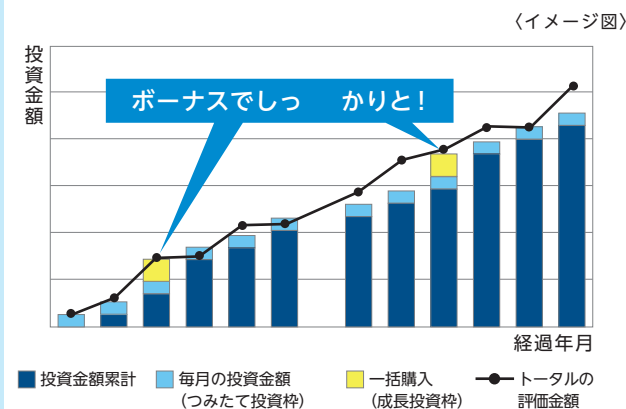


ある程度のまとめる費用は増える傾向にある世代。お給料からコツコツと積立を継続して、まとまった余裕資金も準備を

まとめたお金もある一方で、毎月える傾向にある世代。お給料からコツコツと積立を継続して、まとまった余裕資金も準備を

つみたて投資枠でのつみたて購入とボーナス時の一括購入の組み合わせ！

たとえば、つみたて投資枠で毎月コツコツ1万円ずつ積立すると...



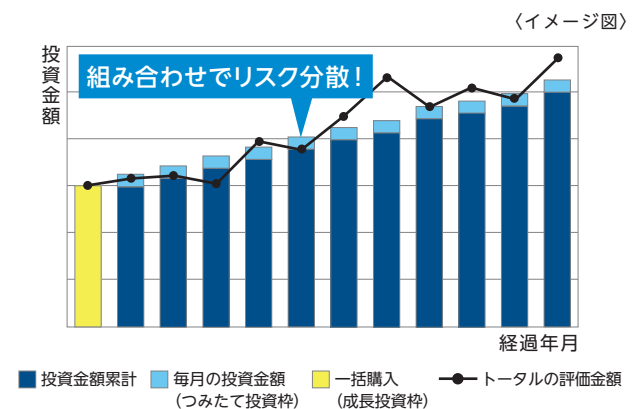
資産を活用する世代(60代以降)



退職金などまとまったお金が入り、資産を守りながら増やしてセカンドライフを楽しむ世代。まとまった資金の運用とつみたて投資(時間分散購入)の組み合わせでリスクを分散。

まとまった資金での成長投資枠での一括購入とつみたて投資枠で積立購入(時間分散購入)を組み合わせ！

たとえば、成長投資枠で240万円を一括購入、つみたて投資枠で10万円ずつ積立(時間分散購入)すると...

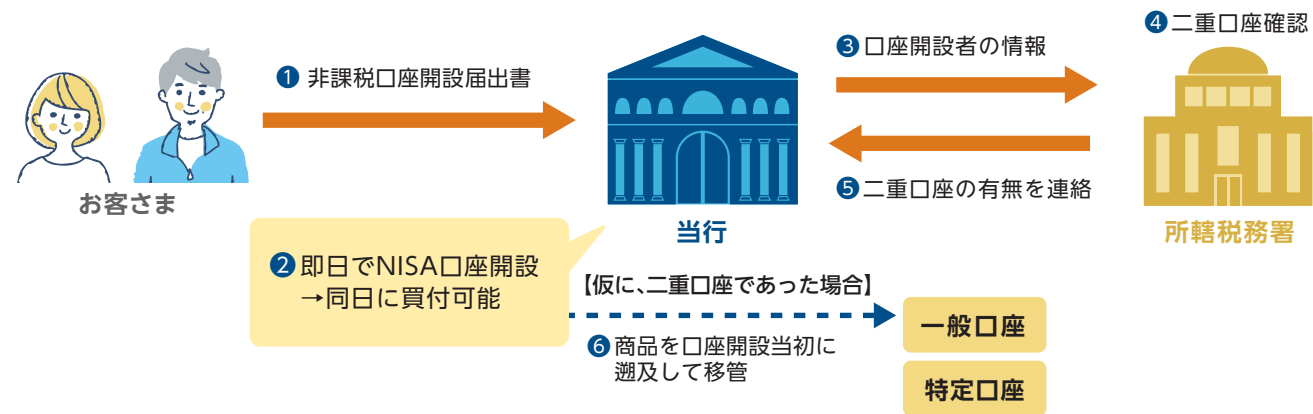


※上記のイメージ図はNISA制度を活用した長期投資のイメージをもっといただくためのものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

6.NISA口座申請

非課税口座開設届出書を提出することで、NISA 口座開設の完了通知が届く前に非課税枠での投資信託の購入および定時定額購入の手続きができます。

NISA 口座開設の流れ



○以下に該当する場合は「非課税口座開設届出書」を提出することはできませんのでご注意ください。

- ・現在、当行または他の金融機関にNISA口座を開設している。
- ・当行または他の金融機関に「非課税口座開設届出書」を提出している。

上記に該当するお客さまが申請をおこない税務署から非課税口座開設が未承認となった場合、開設された非課税口座は無効となります。当該非課税口座で購入した投資信託は特定口座または一般口座での保有となり、後日NISA口座を開設した場合でもNISA口座での保有はできません。

なお、特定口座を保有していても特定口座組み入れ前に譲渡取引をおこなった場合や配当の支払いを受けた場合には一般口座の取引として扱い、お客さまが確定申告をする必要があります。

スマホで完結：スマホで投資信託口座開設申込サービス

いつでも！どこでも！かんたんに！

投資信託口座開設申込サービス

ご来店
不要

面倒な郵送
手続きも不要



スマートフォンで投資信託特定口座開設+NISA口座開設+つみたて投資枠で購入契約の同時申込が可能に！！

いつでも
投資信託

特定口座開設

どこでも
NISA

口座開設

かんたんに
つみたて投資

購入

○本サービスをご利用になれるのは、横浜銀行に普通預金口座（総合口座）をお持ちの日本国内に居住の個人のお客さまで、本サービスをお申込時点で満18歳以上75歳未満の方に限ります。

○普通預金口座（総合口座）にはキャッシュカードが発行されていることがご利用の条件となります。

○ご提出いただく本人確認書類は「運転免許証およびマイナンバー通知カード」または「マイナンバーカード」に限ります。住所・氏名変更手続き未了、運転免許証の有効期限切れなど本人確認書類として無効なものは受付できません。

7.NISA口座お申し込みにあたっての留意事項

○NISA口座は、すべての金融機関を通じて、1人につき1口座のみ開設が認められています（金融機関の変更等をおこなった場合を除く）。一定の手続きのもとで、金融機関の変更が可能です。金融機関の変更をおこない、複数の金融機関でNISA口座を開設したことになる場合でも、各年において1つのNISA口座でしか株式投資信託等を購入することができません。また、NISA口座内の株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税投資枠で、すでに株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。

○NISA口座の申込書が複数の金融機関にそれぞれ提出されると、税務署における確認に時間を要し、NISA口座の開設に相当の期間を要する場合や、NISA口座が開設できない場合があります。このため、NISA口座の申込書は、必ず1金融機関のみに提出してください。

○複数の金融機関に重複して申し込みされた場合は、申し込みが無効になる場合があります。

○成長投資枠で購入できる上場株式・株式投資信託等のうち、整理・監理銘柄の上場株式や、信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等は投資対象から除外されます。

○つみたて投資枠で購入できる商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。

○横浜銀行がNISA口座において取り扱っている商品は、株式投資信託のみです（国債、地方債、MMF等の公社債投資信託はNISA口座の対象となりません）。上場株式等は取り扱っておりません。上場株式や上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（REIT）等を希望される場合は、横浜銀行グループの証券会社「浜銀TT証券」をご利用ください。

○NISA口座の損失について、特定口座や一般口座で保有する他の投資信託や上場株式等の売却益や分配金等との損益通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。

○投資信託における分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）はもとも非課税であり、NISAのメリットを享受できません。

○NISA口座のご利用には、投資信託口座の開設が必要となります。

○提出された書類のご返却には応じかねますので、ご了承ください。

○非課税口座開設にあたり、NISA口座開設が税当局から認められなかった場合、非課税口座で購入した投資信託は課税口座での保有となります。

○NISA口座開設が税当局から認められず、それまでに非課税口座で購入した投資信託で収益分配金の支払いを受けた場合には、当該非課税口座開設時にさかのぼって課税されます。また、非課税口座開設時にさかのぼって課税される所得税・地方税等の源泉徴収分については、投資信託振替決済口座の指定預金口座（資金決済口座）から、口座振替の方法によりおこない、普通預金規定・当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書または小切手の振り出しなしで引き落としします。

○NISA口座開設者が出国により非居住者となる場合には別途手続きが必要となります。詳しくは銀行窓口にお問い合わせください。

○NISA制度では年間投資枠（つみたて投資枠120万円／成長投資枠240万円）と非課税保有限度額1,800万円（うち成長投資枠1,200万円）の範囲内で購入した株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得等が非課税となります。

○投資信託の分配金を再投資した場合は、新たな投資として非課税投資枠を利用して購入することとなります。

○NISA口座内の株式投資信託等を売却した場合、売却した株式投資信託等が費消していた非課税保有限度額は減少し、翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用できます。

○当初買付分と分配金の再投資分を合わせた年間投資枠は360万円（つみたて投資枠120万円+成長投資枠240万円）までであり、年間投資枠の超過分は非課税対象になりません。このため、短期間に他の投資信託商品への買換え（乗換購入）をおこなう、または分配金再投資型の投資信託において高い頻度で分配金の支払いを受けるといった投資手法は、NISAを十分に活用できない場合があります。

○つみたて投資枠のご利用には積立契約（累積投資取引）の申し込みが必要となります。

○つみたて投資枠で購入した投資信託の信託報酬等の概算値は、原則年1回通知されます。

○基準超過日（NISA口座にはじめてつみたて投資枠を設けた日から10年を経過した日、および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日）にNISA口座を開設されたお客さまの氏名・住所を確認します。基準超過日から1年以内に確認ができない場合、NISA口座が利用できなくなる場合があります。

○ジュニアNISA口座開設者が1月1日時点で18歳である場合、NISA口座が自動開設されます。

横浜銀行では上場株式は取り扱っておりません。上場株式等を希望される場合は、横浜銀行のグループ証券会社「浜銀TT証券」をご利用ください。

投資信託についてのご注意

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 投資信託は、元本・分配金が保証された商品ではありません。
- 投資信託は、次の要因により、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。
 - ・ 組み入れ有価証券(株式・債券・リート等)等の値動き(価格変動リスク)があります。
 - ・ 組み入れ有価証券(株式・債券・リート等)等の発行者の信用状態の悪化によるリスク(信用リスク)、国情・財務状況等の変化およびそれらに関する外部評価の変化等によるリスク(カントリーリスク)があります。
 - ・ 外貨建て資産に投資するものは、この他に為替相場の変動によるリスク(為替変動リスク)があります。
 - ・ 詳しくは各ファンドの目論見書等をご確認ください。
- 投資信託のお申し込みにあたっては、当行所定の手数料等(お申込金額に対して最大 3.3% (税込み)のお申込手数料(購入時手数料)、純資産総額に対して最大年 2.2% (税込み)の運用管理費用(信託報酬)^(※)、基準価額に対して最大 0.5%の信託財産留保額、その他運用に係る費用等の合計)をご負担いただきます。これらの手数料等は、各ファンドにより異なるため、具体的な金額、計算方法をあらかじめ表示することができません。詳しくは、各ファンドの目論見書等にてご確認ください。(2024 年 12 月 9 日現在)
(※)一部ファンドについては成功報酬が別途かかります。成功報酬は運用状況等により異なるためあらかじめ記載することができません。
- 投資信託は、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定に基づく書面による契約の解除(クーリング・オフ)の適用はありません。
- 〈はまぎん〉マイダイレクト投資信託サービスでは、一部申込手数料のキャッシュバックがあります。
- 一部のファンドには、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。詳しくは各ファンドの目論見書等をご確認ください。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。
- 横浜銀行で購入された投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は設定・運用を投信会社がおこなう商品です。
- お申し込みの際は、購入されるファンドの最新の目論見書および目論見書補完書面をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。目論見書および目論見書補完書面は横浜銀行の本支店等に用意しています。

NISA のお問い合わせは

横浜銀行投信デスク  0120-84-4580

〔電話受付時間〕銀行窓口営業日の 9:00 ～ 17:00 または、横浜銀行本支店の資産運用ご相談窓口へどうぞ。

株式会社 横浜銀行

登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号

加入協会 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

2025.1 (使用期限: 2025年12月30日まで)

<https://www.boy.co.jp/>